

IV 福岡県港湾施設

福岡県港湾施設管理条例

(昭和51年3月27日
福岡県条例第30号)

列

改正 昭和52年3月28日条例第11号
昭和56年3月30日条例第19号
昭和61年3月31日条例第24号
昭和62年3月5日条例第7号
昭和63年3月30日条例第6号
平成元年3月31日条例第15号
平成2年3月30日条例第12号
平成3年2月27日条例第6号
平成4年3月30日条例第17号
平成5年3月30日条例第10号
平成6年10月14日条例第26号
平成9年3月31日条例第45号
平成10年3月30日条例第11号
平成14年3月29日条例第31号
平成16年6月28日条例第38号
平成17年10月17日条例第54号
平成18年3月31日条例第21号
平成19年2月28日条例第21号
平成21年3月30日条例第24号

第1章 総 則 (第1条~第

第2章 使 用

第1節 通常使用 (第4条

第2節 目的外使用 (第9条

第3節 占 用 (第11条

第3条)
第8条)
第10条)
第12条)

〔目 次〕

第3章 使 用 料 (第13条~第15条)

第4章 入 港 料 (第16条~第20条)

第5章 行為の規制 (第21条~第23条)

第6章 監 督 (第24条・第25条)

第7章 雑 則 (第26条~第29条)

附 則

(目 的)

第 1 章 総 則

第 1 条 この条例は、県

的な利用を図ることが管理する港湾施設の管理に関し必要な事項を定め、その安全かつ効率

(用 語)

とにより、県が管理する港湾の適正な運営に資することを目的とする。

第 2 条 この条例におい

218号。以下「法」という。)において用いる用語は、別に定めるもののほか、港湾法(昭和25年法律 第

(責 務)

」という。)において用いる用語の例による。

第 3 条 港湾施設を利用

従い、港湾施設の管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに法その他の法令に
の維持に努めなければならない。安全かつ効率的な利用に支障とならないようにするとともに、港湾環境
をばならない。

第 1 節 通

第 2 章 使 用

(通常使用)

常 使 用

第 4 条 港湾施設は、当

ことができる。該港湾施設の目的に従いこれを使用(以下「通常使用」という。)する

(許 可)

第 5 条 前条の規定により、別表第 1 に掲げる港湾施設を使用しようとする者は、用の目的に必要な範囲内でそれが終了するまでの間使用することをいう。及び専用（一定の期間を定めて専用的に使用することをいう。以下同じ。）に知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る事項を変更しようとすると同様とする。

2 知事よ、前項の許可の申請があった場合において、次の各号の一に該当するときは、その許可をしてはならない。

- (1) 港湾施設を損傷し、又は汚損するおそれがある場合
- (2) 港湾施設の機能又は能力に照らし適当でない場合
- (3) 港湾施設を使用しようとする船舶の所有者等（船舶の所有者等の責任の法律（昭和50年法律第94号）第2条第1項第2号に規定する船舶所有者等）の当該船舶の事故に基づく損害賠償その他の請求に対する義務を履行しない者として規則で定めるものである場合
- (4) 第3号に掲げる場合のほか、港湾の開発、利用又は保全に支障を及ぼす場合として規則で定める場合

3 やむを得ない事情により知事の許可を受けないで岸壁、物揚場、棧橋及び使用（船舶に係留することをいうものとし、以下「係船」という。）した者（船主）を定めることにより、係船後速やかに、知事の承認を受けなければならない。

(通常使用の期間)

第 6 条 通常使用の期間は、次のとおりとする。

- (1) 一般使用
 - イ 野積場及び水面貯木場 3月未満
 - ロ イに掲げるもの以外のもの 1月以内
- (2) 専用使用
 - イ 野積場及び水面貯木場 3月以上1年以内
 - ロ 上屋 1月を超え1年以内
 - ハ アシローダ 1月以上1年以内

(転貸等の禁止)

第 7 条 第5条第1項の許可（同条第3項の承認を含む。以下同じ。）を受けた者に係る港湾施設を、第三者に使用させてはならない。

(用途指定)

第 8 条 知事は、港湾管理上必要があると認めるときは、港湾施設の種類別、航路別又は仕向別地にその用途を定めることができる。

第 2 節

(許 可) 目的外

第 9 条 港湾施設は、使用
外の目的に使用第4条の規定

2 前項の許可を（占有を除く。にかかわ
を受けなければ受けた者が、）する

3 第5条第2項ならない。当該許可
ならず、知事の許可を受けて、当該港湾施設の目的以
とすることができる。

(転貸等の禁止) の規定は、前

第 10 条 第7条の規定 二項の許

第 3 節 は、前条第1
可の申請について準用する。

(許 可) 占 用 類の許可

第 11 条 港湾施設は、
を設置する等に第4条の規定
を受けた者に準用する。

法（大正10年法より、その全部
にかかわ
について占有法律第57号）第
又は一

該許可若しくは若しくは法第2条第
ならず、知事の許可を受けて、当該港湾施設に工作物

2 第9条第2項協議に係る行為第37条の
部を占有することができる。ただし、公有水面埋立
項の規定による免許を受けた者が免許に係る水域

3 第5条第2項する。項の許可
の規定により許可を受け、若しくは協議した者が当
占有する場合は、知事の許可を要しない。

(転貸等の禁止) の規定は、前二

第 12 条 第7条の規定 二項の許
を受けた者が、当該許可に係る事項を変更しようと
の申請について準用する。

(使用料の納付) 第 3

第 13 条 港湾施設を使 章
定める金額を使用する場合（以
を受けた者に準用する。

使 用 料

(使用料の減免) 自の取扱人が納付しなけれ

第 14 条 知事は、次の
用者」という。)は、別表第1から別表第3までに
ばならない。ただし、係船に係る使用料は、使用
ばならない。

(1) 国、地方公共各号の一に該当
施設を使用する団体その他のなるとき
とき。

(使用料の不還付) を徴収すること
は、使用料を減額し、又は免除することができる。

第 15 条 既納の使用料
が不適當
係る使用料を還は、還付しない
が公用、公共用又は公益事業の用に供するため港湾
であると認められる場合で、知事が定めるとき。
付することがで。ただし
できる。

、次の各号の一に該当するときは、未使用期間に

- (1) 港湾計画の遂行その他公益上の理由により使用許可を取り消し、又は
- (2) その他使用料を還付することが適当であると認められる場合で、又は変更したとき、知事が定めるとき。

第 4 章 入 港 料

(入出港の届出)

第 16 条 船舶は、別表第 4 に掲げる港湾に入港したとき又は同表に掲げる
 するときは、知事に届け出なければならない。ただし、法第 44 条の港湾から出港しようとする船舶については、この限りでない。の 2 第 1 項ただし書に

(入港料の納付)

第 17 条 別表第 4 に掲げる港湾に入港した船舶は、同表に定める金額の入港
 ならない。料を納付しなければ

(入港料の調査決定)

第 18 条 知事は、第 16 条の規定による入港の届出が遅滞なくなされないと
 に事実と相違があると認めるときは、当該船舶の入港、積卸し貨物の又は当該入港の届出
 査して入港料を決定することができる。の積卸しの事実等を調

(入港料の不還付)

第 19 条 既納の入港料は、還付しない。

(入港料の減免)

第 20 条 知事は、入港料を徴収することが不適當であると認められる場合
 に該当するときは、入港料を減額し、又は免除することができる。で、知事が定める事由

第 5 章 行 為 の 規 制

(禁止行為)

第 21 条 何人も、港湾施設又は港湾区域内において、次に掲げる行為をして
 (1) 土地、建物その他の物を損傷し、又は汚損すること。てはならない。
 (2) じんかい、汚物、腐敗物、病毒物その他これらに類する物を置き、
 (3) 貨物その他の物を放置し、散乱させ、又はみだりに滞留させること又は投棄すること。
 (4) 船舶の係留に支障のあるものを係留施設に直接又は近接して係留を。
 (5) 港湾施設の目的又は能力に照らし適切でない使用をすること。すること。
 (6) 前各号に掲げるもののほか、港湾の管理に支障を及ぼすおそれが
 定める行為あるものとして規則で

(行為の許可)

第 22 条 港湾施設内において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事
 ばならない。事の許可を受けなけれ

- (1) くん蒸作業場所の指定を行った場所以外の場所でくん蒸作業を行

うこと。

(2) 第11条第1項の許可に係る行為として行う場所を降ること。

(3) 前二号に掲げる行為のほか規則で定める行為。

(使用上の規制)

第 23 条 知事は、港湾施設の管理上必要があると認めるときは、制限し、又は港湾施設内における禁止若しくは制限す

第 6 章 監 督

(監督処分)

第 24 条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して、この定によって与えた許可を取り消し、変更し、その効力なくは新たに条件を付し、又は作業その他の行為の中止、移動若しくは港外退去、工作物等の改築若しくは除去等により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若し置その他の措置をとること若しくは港湾施設の原状回復

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又した者

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定による

(3) 詐欺その他不正な手段により、この条例又はこのを受けた者

2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定するできる。

(1) 許可に係る作業その他の行為につき、又はこれら法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分いて、これらの処分を受けることができなかつたとき若しくは効力を失ったとき。

(2) 港湾工事のため、やむを得ない必要が生じたとき

(3) 前二号に掲げる場合のほか、港湾施設の安全かつ上必要があると認めるとき。

3 前二項の規定により必要な措置をとることを命じよて当該措置を命ずべき者を確知することができないと、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくはとができる。この場合においては、相当の期限を定め期限までに当該措置を行わないときは、知事又はその命

条若しくは第

(2) 第24条第1項又は第22条の規定又は第23条の規定に基づく知事の定めに違反した者。

(3) 第25条第1項又は第2項の規定に基づく知事の命令に従わなかった者。

基づく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者。

(施行期日)

附 則 (抄)

1 この条例は、昭和51年5

(福岡県営港湾施設使用料)月1日から施行する。

2 福岡県営港湾施設使用

(福岡県公の施設の設置及び管理)等条例(昭和39年福岡県条例第16号)は、廃止する。

3 福岡県公の施設の設置及

び管理に関する条例(昭和39年福岡県条例第5号)の一部を次のように

改正する。

[次のよう]略

(経過措置)

4 この条例施行の際、現

行中のこの条例の規定に基づく許可を受けている者(改正前の福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第98条の規定に

係るものを除く。)によりこの条例の規定による許可を受けたものとみなす。

5 前項に規定する者が納付

する使用料については、この条例の施行の日から昭和52年3月31日まで

(特別利用料の納付)

8 苅田港松山木材岸壁を、

利用する当該貨物の荷主又は取扱人は、知事が規則で定める日から13年間、別表第1に規定する使用

料のほか、特定港湾施設整備特別措置法(昭和34年法律第67号)第5条第1項の規定に基づく特別

利用料として、貨物1立方メートルにつき65円の金額を納付しなければならない。この場合において、第29条第1項の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあ

(報告書の提出)

9 前項に規定する貨物の荷

主又は取扱人は、当該岸壁に船積みをされるべき貨物を搬入し又は陸揚げ

をされた貨物を搬出したときは、遅滞なく、知事が定めるところにより、当該貨物に関する報告書を

(書類の提出等)

10 第18条の規定は、特別利

用料について準用する。

- この条例は、昭和52年5月1日から施行する。 (昭和52年条例第11号)
- 附 則 (昭和56年条例第19号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、昭和56年5月1日から施行する。ただし、
に係る部分は、昭和56年7月1日から施行する。 (別表第1の表の部分の改正規定中可動橋)
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に既に
に基づく許可又は承認を受けた者の使用料については、改正
改正前の福岡県港湾施設管理条例の規定
ならず、施行日から昭和57年3月31日までの間は、なお従
後福岡県港湾施設管理条例の規定にかか
前の例による。
- 附 則 (昭和61年条例第24号)
- (施行期日)
- 1 この条例は、昭和61年5月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の福岡県港湾施設管理条例
者の使用料については、改正後の福岡県港湾施設管理条例の規定に基づく許可又は承認を受けてい
日から昭和62年3月31日までの間は、なお従
前の例による。列の規定にかかわらず、この条例の施行の
。
- 附 則 (昭和62年条例第7号)
- この条例は、知事が規則で定める日から施行する。
※昭和63年4月1日
- 附 則 (昭和63年条例第6号)
- この条例は、昭和63年5月1日から施行する。
- 附 則 (抄) (平成元年
福岡県行
条例第15号)
- (施行期日)
- 第 4 条 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
ただし、第12条(福岡県港湾施設管理条例の一
行する。 (部改正)の規定は、同年5月1日から施
- (福岡県港湾施設管理条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第 5 条 第12条の規定の施行の際現に同条の規定による
による許可又は承認を受けた者に係る使用料について改正前の福岡県港湾施設管理条例の規定
年3月31日までの間は、なお従前の例による。 (抄)については、同条の規定の施行の日から平成2

この条例は、平成2年5月1日から施行する。

則（平成2年条例第12号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

則（平成3年条例第6号）

(1) 施行期日
(2) この条例は、平成4年5月1日から施行する。
経過措置
この条例の施行の際現に改正前の福岡県港湾施設管理に係る使用料については、この条例の施行の日から平成5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

則（平成4年条例第17号）

この条例は、平成5年5月1日から施行する。

則（平成5年条例第10号）

この条例は、平成6年12月1日から施行する。

則（平成6年条例第26号）

(1) 施行期日
(2) この条例は、平成9年5月1日から施行する。
経過措置
この条例の施行の際第11条第1項の規定による許可を受け

則（平成9年条例第45号）

物等」という。)に係る1年当たりの占用の使用料の額は、現に存する工作物等(以下「既存工作物等」という。)に係る1年当たりの占用の使用料の額を、この条例の施行の日から平成9年度までの各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が、同条の規定を適用して算出した額(以下「改正使用料額」という。)

を超過する。ただし、その額が、同条の規定を適用して算出した額(以下「改正使用料額」という。)を超える。ただし、その額が、同条の規定を適用して算出した当該既存工作物等に係る1年当たりの占用の使用料の額に1.1を乗じて得た額(以下「改正前の条例」という。)

(1) 平成9年度 この条例による改正前の福岡県港湾施設管理に係る1年当たりの占用の使用料の額に1.1を乗じて得た額

(2) 平成10年度以降 当該既存工作物等に係る前年度の1年当たりの占用の使用料の額に1.1を乗じて得た額

電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第8号及びガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第9項に規定するガ

ス事業者(同法第6項に規定する大口ガス事業の用

に供するものを除く。

種電気通信事業者（以

用料は、当該電気事

定にかかわらず、次の

改正使用料額を超え

(1) 平成9年度 改

に係る占用の使用料

(2) 平成10年度以降

限る。)に1.1を乗

この条例は、平成10年

附 則 (平成10年条例第11号)

5月1日から施行する。

この条例は、平成14年

附 則 (平成14年条例第31号)

5月1日から施行する。

この条例は、平成16年

附 則 (平成16年条例第38号)

8月1日から施行する。

この条例は、平成17年

附 則 (平成17年条例第54号)

1月1日から施行する。

この条例は、平成18年

附 則 (平成18年条例第21号)

5月1日から施行する。

この条例は、平成19年

附 則 (平成19年条例第21号)

4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この条例は、平成2

附 則 (平成21年条例第24号)抄

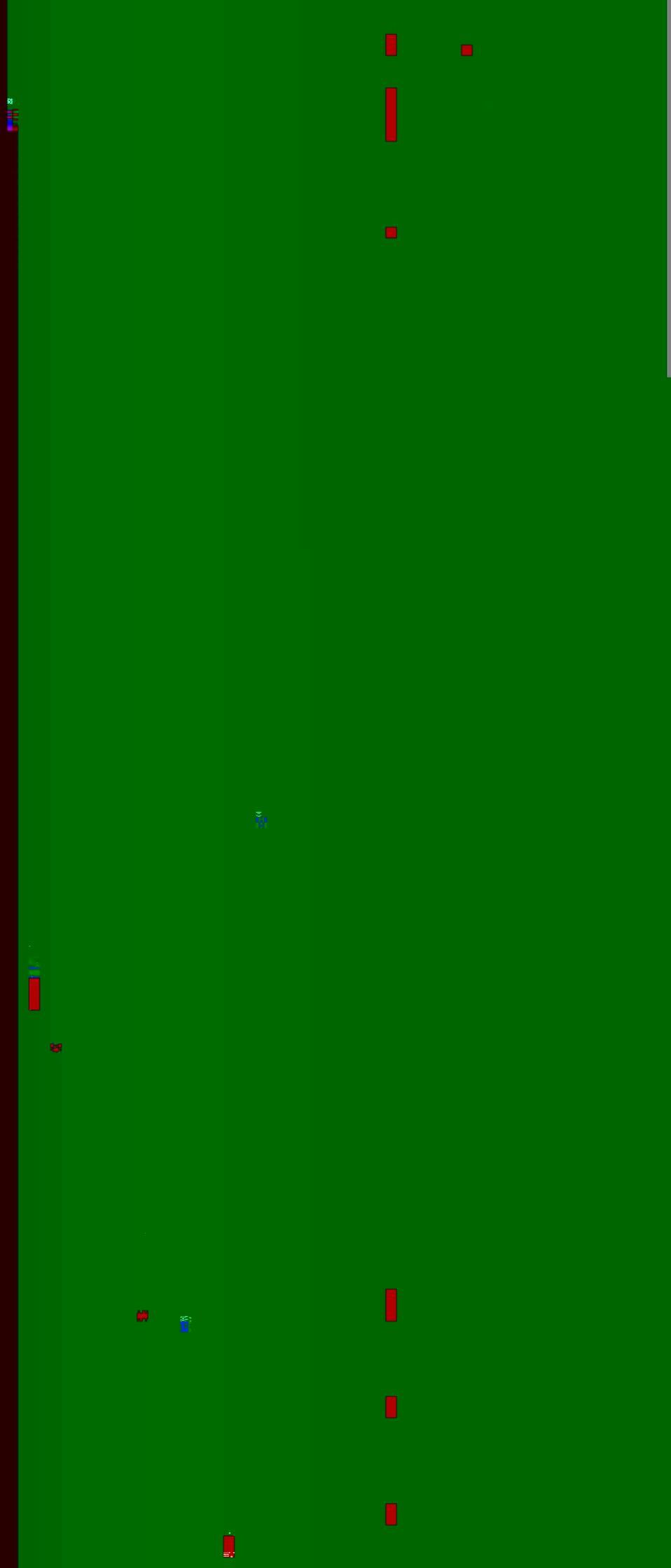
1年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条及び第13条関係)

通常使用の使用料

港湾施設	使用の種類	区分	使用料の単位	使用料の単価(円)	
				重要港湾	地方港湾
岸壁、物揚場、棧橋、ドルフィン	一般使用	普通船舶のうち外航船舶 (総トン数20トン以上の船舶)	係留1回(継続するものは、24時間までを1回とする。)総トン数1トンにつき	4.77	4.54
		普通船舶のうち外航船舶を除く船舶 (総トン数20トン以上の船舶)	係留1回(継続するものは、24時間までを1回とする。)総トン数1トンにつき		
可動橋	一般使用	自動車航送船舶のうち外航船舶を除く船舶 (総トン数20トン以上の船舶)	係留1回(継続するものは、24時間までを1回とする。)総トン数1トンにつき	10.72	4.77
			係留1回につき	6,300	660
荷さばき地	一般使用	10日以内	1平方メートル1日につき	1.78	1.17
		11日以上1月以内	1平方メートル1日につき	3.57	2.35
上屋 (木造またはブロック構造)	一般使用	10日以内	1平方メートル1日につき	3.77	
		11日以上1月以内	1平方メートル1日につき	7.55	
	専用使用	10日以内	1平方メートル1月につき	188	

野積場 (舗装)	野積場 (未舗装)	一般使用 専用使用	1平方メートル1日につき		3.19	2.18
			1平方メートル1月につき	65		
野積場 (未舗装)	一般使用	専用使用	2.68	1.81	3.19	2.18
	専用使用	専用使用	5.8	3.6		



別表第3 (第13条関係)
 占用の使用料

工 作 物 等 の 種 類	使用料の単価	使用料の単価(円)	
		甲 地	乙 地
電 柱		690	630
第一種電柱		1,100	970
第二種電柱		1,400	1,300
電 話 柱	1本1年につき	620	560
第一種電話柱		990	900
第二種電話柱		1,400	1,200
第三種電話柱		62	56
他柱類	1個1年につき	1,200	1,100
塔その他これに類するもの及び公衆電話所	表示面積1平方メートル1年につき	3,900	1,100
	占有面積1平方メートル1年につき	1,200	1,100
線 類	長さ1メートル1年につき	6	6
線類以外のもの	占有面積1平方メートル1年につき	1,200	1,100
外径が0.07メートル未満のもの		26	24
外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		37	34
外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		56	51
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		74	67
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110	100
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		150	130

他柱類

塔その他これに類するもの及び公衆電話所

設 物

管 又 は

設 管

